

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和4年7月12日（火）午前9時開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

（1）区名の募集・決定方法について

9:06

1 行政区再編協議

（1）区名の募集・決定方法について

◎結論

区名の募集・決定方法について説明があり、委員への確認の後、これを聞きおきました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、協議事項（1）区名の募集・決定方法について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 資料が本日は3つございます。右上の資料1とついているものを御覧ください。再編後の区の名称について、あさって7月14日に開催される行政区画等審議会に提案するに当たり、特別委員会に御報告させていただくものです。

1の考え方です。1ポツ目です。区名の募集方法や条件などについては、前回の特別委員会で、未来志向の中で区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和、区域内に不協和音を生まないこと、住民感情にしこりを残さないことの4点に十分配慮するよう御指摘いただきました。

2ポツ目です。市としましては、指摘事項を踏まえつつ、7区の区自治会連合会会長、区協議会会長との意見交換を行い、意向の確認を経て、未来志向の中で新しい浜松としての融和、一体感の醸成を図っていくためどのような手法が最善かという観点から、区域の変更がないC区については募集せず、A区とB区については現行区名を外して新たな名称を募集する方向で、行政区画等審議会に提案をしております。

2のスケジュールです。6月27日に正副委員長にも御同席いただきましたけれども、7区の区自治会連合会会長、区協議会会長との意見交換を行いました。そのときの主な意見をまとめてありますので、右上に資料2と書いてあるものを御覧ください。意見交換、6月27日とついているものです。

この資料の内容につきましては、事前に各会長さんに御確認をいただいております。冒頭の2つのポツが全体の概要です。一ポツ目の2行目、市当局案におおむねの賛同が得られました。二ポツ目です。募集に当たっては、地域にしこりを残さないように進めることや、将来を担う子供たちが参加できる手

法を検討することを求める意見がありました。

以下、「主なご意見」と書いてありまして、(1) 区自治会連合会会長として、7名の会長の御意見が1ページ目、裏面を、めくっていただきまして2ページ目ですけれども、(2) としまして、こちらは区協議会会長の7名の方の当日の御意見の概要を記してあります。なお、東区の会長は同一の方となりますので、再掲という形になっております。

それでは、資料1にお戻りください。下のスケジュールのところです。7月14日に——あさってですね、行政区画等審議会が開催されまして、区名の募集、決定方法を審議します。区名の選定は2段階で行いまして、まず7月下旬から8月下旬に区名候補を募集し、区名候補を幾つかに絞り込んだ上で、9月下旬から10月中旬にかけて区名投票（アンケート）を行います。

2ページにお進みください。今、申し上げました2段階ということで、上が※1、1段階目の区名候補募集の概要、下が※2、区名投票（アンケート）の概要となっております。詳細の考え方につきまして、次の3ページを御覧ください。3ページは、1段階目の区名候補の募集について考え方をまとめたものです。左から、項目、内容、理由等を整理したものです。内容欄の下線は指定都市移行時の例からの変更点となります。

それでは、各項目について見ていきますけれども、上から募集対象区となります。先ほどの考え方でお示ししましたとおり、対象の区はA区とB区とします。その下、応募資格、募集条件です。より幅広い市民から多様なアイデアを募るため、小学生以上、1人当たりの応募点数は限定せず、いずれの区についても応募可能とします。また、先ほどの考え方とおおり、現行区名は除くこととします。

その下です。応募内容です。名称の理由につきましては、小学生から応募可能とすることもありまして、任意といたします。

その下、応募方法です。デジタルでの方法、アナログでの方法、どちらでも可能とすることにします。

一番下です。区名候補の選定という項目です。内容欄にありますとおり、あらかじめルールは定めず、募集結果を参考に行政区画等審議会で選定することとしますが、一番下の下線部分、「選定に当たっては、未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和、区域内に不協和音を生まないこと、住民感情にしこりを残さないことなどに配慮して、応募結果を総合的な観点から検討する」とこととしたいと思います。

裏面の4ページを御覧ください。こちらは、2段階目の区名投票（アンケート）の内容です。基本的には、先ほどの区名候補募集と同じところが多いですが、投票につきましては、1人1通、各区1点限りといたします。区名の選定については先ほどと同様に下線部分を記載しております。

続きまして、資料の3を御覧ください。こちら広報物の掲載内容のイメージ、募集要項となります。記載内容に関しましては、ただいま説明しました資料1や資料2で説明した各項目を基に記載しておりますが、中段から少し下のところ、応募の記載事項というところがございますが、こちらでは米印で「記載事項の不備や公序良俗に反するもの等については無効とする場合があります」ということで記載をしています。

裏面の2ページを御覧ください。一番上のところですね。区名の選定についてということで流れを記載しています。応募結果を参考に、審議会の審議を踏まえ、区名候補を幾つかに絞り込むこと。9月下旬から10月中旬にかけて区名投票（アンケート）を行って、その結果を参考として審議会にて区名を選定すること。また、下線部分ですけれども、先ほども記載してありますが、「選定に当たっては、未来志向の中で、区再編後の浜松の一体感、区域が変わる区の融和等に配慮して、応募結果を総合的な観点か

ら検討する」ことというものを募集要項の中でうたっていきたくと考えております。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。前回の委員会での協議結果及び自治連合会の役員や区協議会会長の意見を踏まえる中、当局として、行政区画等審議会へ提案していく区名の募集・決定方法を今、報告していただきましたが、この際ですので、当局に確認したいことはございますか。

その前に、先ほど、嶋津副本部長からお話がありましたように、資料2の各自治会の会長、協議会の会長のコメントについては再度確認をしていただいた上で記載していただいているということと、正副委員長は、その場に同席していましたので、このコメントについては、皆様にはこのようにおっしゃっていたということを私のほうからも報告をさせていただきます。

それでは、当局に確認をされたいことがございましたら御発言ください。

○酒井豊実委員 資料3の2ページ目であります。区名の選定というところのアンダーラインが引いてある太字の部分で、「未来志向の中で」という枕言葉といえますか、そのように書かれているわけですが、なかなか意味が深くて、分かるようで意外と説明せよとなると分かりにくいかと思っていて、今回の場合には小学生から募集対象になっておりますので、「未来志向の中で」というこの表現については、小学生以上に一般市民に分かりやすく説明するとどのようなことになるのか、お伺いをします。

○区再編推進事業本部副本部長 こちらの表現は、まず特別委員会で御指摘いただいた表現を使用しております。チラシ等の記載、また表現方法については、必要な工夫をしていきたいと思っておりますけれども、小・中学生への周知という点に関しましては、その辺の表現というのは工夫していきたいと思っております。

○酒井豊実委員 いずれにしても、各所にそういう専門用語的なものも含まれていると思いますので、小・中学生にとって分かりやすい表現ということはぜひ工夫していただいて、見たら直ちにすんと落ちるような表現にさせていただきたい、そんなふうに思います。

○岩田邦泰委員 資料3の広報物の内容ということで、1枚、紙を作るのだろうとは思いますが、配付する対象をどう考えているのか教えてもらっていいですか。

○区再編推進事業本部副本部長 まず、広報物としてポスター、チラシというものを作成する予定であります。紙になりますので、いわゆるアナログの方法という形になると思いますけれども、オーソドックスな方法としましては、公共施設への配架、区役所であるとか協働センターでの配架というのが当然でございます。また、広報はそのままに同様の内容で掲載していくということを考えております。そちらが基本的にアナログな方法という形になるかと思いますが、それに加えてデジタルを使った周知というのもやっていきたいと思っております。

○岩田邦泰委員 今、聞いた話だと、せっかく小学生以上の人と書いてあるにもかかわらず、小学生が日頃行くところなのだろうかというのはちょっと疑問だと思うのですよね。小学校で配付するだとかそういったことも考えないのだろうかというのは確認したいと思っております。

○区再編推進事業本部副本部長 小・中学校への配付というのは、もちろんそれは可能なのですが、期間については、ちょうど夏休みに入ってしまうタイミングとなります。ですので、アナログのチラシを配るという方法が果たして最適かどうかというところをやはり検討する必要があるかと思っております。それにつきましては、教育委員会と調整をしまして、今、各学校、例えば昔でいう連絡網がデジタル化されてきておりますので、昔ながらのチラシを皆さんに配付するという方法にこだわることなく、デジタルの力を使って、教育委員会との調整が必要になりますけれども、そういったことも考慮しながら、夏休み期間というのがありますので、それを踏まえて対応していきたいと思っております。

○岩田邦泰委員 さっきも出ました未来志向という部分では、子供たちが将来、自分たちの住むまちの名前をつけるというのは非常にいい経験になるだろうと思うので、ぜひ小学生の方々にも広く参加してもらえたらいいなと思います。

今、お話のあったように、さくら連絡網を使って、PDFを送るだとかということは恐らくできると思うので、相談だけではなく、ぜひできる方法を考えていただきたいなと思います。意見です。

○高林修委員長 その件は、私もさくら連絡網を活用すべきだと思っていて、どのような文書で配信するかということは、やはりこちらにもお知らせいただきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○太田康隆委員 考え方も含めて言わせていただきます。2つありまして、民主主義でどう民意を反映していくかということの手續の問題でいくと、できるだけ多くの方の意見を聞いていくということが大事だということがあります。これについては、パブコメをやったわけですね。パブコメで区名の募集についても区名の決定の仕方についても多数の意見が出てきていたわけです。それは直接関係ない方たちにとってはどうでもいいことなのだけれども、直接関係する方たちにとっては実は非常に重要なことなのですね。それはパブコメの記載を見るとよく分かります。

特に旧浜北市は1市で人口が約10万人。それが政令市になったときに1つの区になって、浜北という名称に親しんできたということです。それから、県内の様々な会社がやっている住み心地のアンケートでも、住みやすさの上位に浜松市浜北区が出てくるということに大変プライドを持っていたということです。

そのことからすると、このスケジュールの資料1の1ページのところに書いてあるように、6月27日に行政区画等審議会に市の考え方、区名の決定について、市の考え方を伝えていく前段階として、7区の自治会連合会の会長と区の協議会の会長の意見を聞いたということなのですね。

私は、やはりここは、実際に区協議会の委員の方たち、区の協議会というのは浜松市が目指す民主主義の2つの柱、議会と区協議会だということで今まで執行してきたわけですから、区協議会の委員の皆さんの意見を聴くという作業はやるべきだったと強く思います。それから、自治連合会も会長さんだけではなくて、自治連合会の役員会等があるところに赴いて行って、やはり意見を聞いてあげるべきだったと思います。そこはそうならなかったの、今さら言ってもしょうがないことですが、まず思います。

もう一つは、決定のこれから手續に入っていくわけですが、その中でこの資料2で、浜北区の自治連の会長さんが指摘している、「区の名前に現行区を最初から削除するやり方、これが手續論で入り口から浜北を排除するのはいかがなものか」と言っていますが、これは全く私もそのとおりだと思っていて、今後決めていく過程で何回か修正を加えていく。できたものに対して、それを選択していかないという機会というのは何回もあるわけですね。例えば審議会でも区名の候補の募集をしたけれども、いろいろ問題があるので、候補の募集に上がってきたけれども、これはやめようという機会がありますね。

それから、アンケートの段階で上位に上がってきたけれども、これはちょっと問題があるのでやめましょうという、こういう機会もあるわけです。それから、審議会が諮問に対する答申をしたと。答申していただいたけれども、当局としてやはりこれは課題が残るので、この答申ではない選択をするという様々な手續がある。それが民主主義だと僕は思っていますので、そういう手續の中でどこかで課題が残るのであれば、浜北という現行区名を採用しないという選択をしていけばいいわけです。それを、区名候補の募集でもう既に採用しないということが本当に適切かどうかというのは議論が分かれるというよ

うに私は思っています。

当局として、特別委員会への説明も含めて方向を出してきましたので、それは尊重しますけれども、そういうものだよと。民主主義というのは手続論なので、入り口の段階から全てを排除するというのに対しては問題あるよということを指摘しておきたいと思います。今後、この手続でもって進んでいって、新しい区の名称が決まって、それが将来ずっと使われていくということになるわけですので、そういう少数意見があったということは貴重な意見として、ぜひ皆さん、頭の片隅に置いていただきたいということでもあります。

○松下正行委員 資料1の2ページですね。区名候補募集の概要と区名投票（アンケート）の概要ということが出ています。それから、資料3では募集要項という形で出ていますが、こっちの資料1では募集条件ということですかね、投票条件ということ。それから、資料3でいうと募集条件ということになりますけれども、募集条件の黒ボツの4番目と5番目、これが非常に分かりづらいといいますが、上の4番目のボツでは何点応募してもいいよと書かれていて、5番目では同じ区の応募は1通に限り1点ということなので、違う区名候補を出す場合は何通も出すという意味と捉えていいのか。ちょっと確認ですが、ここがもう少し両方うまく合算したような形の文章で表現したほうが分かりやすいのではないかな。要するに上のほうでは1人何点という言葉遣いで、その下のところでは応募は1通につき1点限りという言葉になっているので、分かりづらいかと。

資料1の2ページ目の区名アンケートでいくと、1人1通、各区1点限り有効とこうなるので、最初の区名候補の募集のときにはなるだけ多く取り込んで、アンケートのときには絞り込んでいくというイメージは分かるのですけれども、ここの意味合いがちょっと分かりづらいかと思うので、もう少し工夫が必要かと思うのですが、そこら辺をまず確認したいと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 資料3の募集条件のところですが、内容としましては、今、委員がおっしゃっていただいたとおりの、例えば募集要件の4ボツ目は1人何点というのは、名称は何点という記載にしています。5ボツ目の1通というのがアナログな印象がありますけれども、お手紙だと1通という形になりまして、1通につき名称は1点限り。点というのは名称の単位を点にしていますけれども、1点限り有効ということで記載しております。

内容については、なるべく迷いとか誤認がないような記載にはしたいと思いますが、何か工夫ができる部分があれば考えたいと思います。内容につきましては、今言ったような1通と1点の使い分けというのは、名称のほうは1点という形でカウントしているというような形です。

○松下正行委員 小学生以上ということで、そこら辺が小学生でよく分かるかどうかという、その心配だけなのですが、大人はこれを読めば大体分かるかと思うのですが、そういった意味で今、確認させていただいたのですが、子供でも分かるような工夫がもしできれば、お願いしたいと思います。

○高林修委員長 私からですが、4ボツ目で1人何点でも応募可能ということだけで判断してしまって、1通につき複数書いたものは無効になるわけですね。その危惧は当然あるかと思うのですよ。だから、ここのところは丁寧に説明しないと無効票が多くなると。せつかくいい名前を書いたのにと、いうことがあるので、もう少し具体的に何か説明があればいいかと私も思いますので、よろしく願います。

ほかに確認をされたい方は。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 それでは、先に私から申し上げますが、資料1のスケジュールを見ていただきたいのですが、当委員会については、当然のことながら区名候補を募集した後、行政区画等審議会にその募集結果をお知らせするわけですけれども、その前に当委員会は開会し、確認をするということで、よろしくをお願いします。

先ほど申し上げたように、あさって当局として行政区画等審議会へ提案していくということですが、前々回の委員会でも確認はしていますけれども、当然、行政区画等審議会には、委員会ではこういう意見がありましたということも含めて、提案するときに説明をするということだと思っておりますが、それでよろしいですか。

○区再編推進事業本部副本部長 そのとおりで結構です。

○関イチロー副委員長 1点確認させてください。資料1の2ページ目の区名投票（アンケート）、これは前も確認したかもしれませんが、投票条件が1人1通、各区1点限りということですね。これに関していうと、投票いただいた全部を確認するというでいいのでしょうか。言ってみれば、1人が1通しか駄目ですよと言っているところを2通、3通出したというようなことがあるとすると、複数ダブってないかという確認をするわけですけれども、メールなどの応募についてもそういうことと理解してよろしいのでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 確認はいたします。

○関イチロー副委員長 少なくとも数万通、下手すると十数万通という数になるのだと思っておりますけれども、それでもするというでいいですね。

○区再編推進事業本部副本部長 確認はする必要があると思っておりますので、基本的にはデジタル、データでの確認、チェックという形になると思っておりますけれども、確認はさせていただきます。

○高林修委員長 この点についても、結局ここで無効な票が出てしまうことは避けなくてはいけないと思っておりますので、しっかりと確認をしてください。

○関イチロー副委員長 一つの区に対し、1人が1通で2案を応募したということが判明した場合は、両方ともアウトという解釈でいいのですか。

○区再編推進事業本部副本部長 ここに記載のとおり、もし仮に1通で2案来た場合、どちらを採用していいかということが分かりませんので、どちらも無効という形になります。

○関イチロー副委員長 1人の方が1通で複数、応募した場合には、その方の応募に関しては全て無効ということでのいいですね。

○区再編推進事業本部副本部長 そのとおりです。

○酒井豊実委員 資料2の1ページ目で、区自治連会長さんの御意見を伺ったということになっていて、北区の会長さんが、「引佐3町は、浜北に対して色々な意見があるという人が多く」ということを語られたということでまとめてあると思うのですが、私の印象としては、非常に大きな熱い思いの方が多くて、言ってみれば、今の手続を進行させていく中では、日本列島に太平洋のプレートが潜り込んで、そこにいろいろな力がたまっていったというような、そういう印象を持っていますが、もう既に、あるいは近々に自治会の会長さんの会合であるとか、特別な区の協議会の開催だとか、そういうような予定が進行しているわけですけれども、そういう意見をしっかりと聞いて、直接の説明をするという中身があるほうがいいのではないかと。

先ほど太田委員もおっしゃられていた内容も含まれますけれども、やはりそういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、そういう段取りというのはあるのか、ないのか。また、どんなふうに考え

るのか伺います。

○区再編推進事業本部副本部長 今後、区協議会、区自治会連合会等に関しましては、審議会に諮った後、正式な方法が決まった後にはそれぞれ区役所を中心に周知していきたいと考えております。

○酒井豊実委員 いずれにしても、手続というのは経過で、民主的なのというのは話し合いをお互いにする。単に説明をする、決まったことを報告するというのは、これは民主的な行政手続のほんの一部だと思います。この中身が非常に大事なので、もう少し踏み込んで、引佐3町の皆さんだけではないですが、その皆さん方、会長さんのそれぞれの意見に配慮した形を何らかの形でやっていくべきではないのかと思っていますので、意見として述べておきます。

○高林修委員長 行政区画等審議会に提案されるとき委員会の様子等については、当局から報告があるかと思えます。審議会はあさってなので、何か御意見があればおっしゃってください。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、本件は聞きおくことといたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

なお、次回の委員会につきましては、委員の皆様には配付をしておりますが、7月19日火曜日の開催となります。開始の時間が午後3時30分からと遅いスタートになりますので、よろしく願いいたします。

7月19日は、先ほどの資料にありました7月14日の行政区画等審議会の進捗と協議会の在り方について御協議いただく予定ですので、御承知おきをください。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

9:40